

日本学生支援機構奨学金

『給付奨学金継続願』の提出手続きについてのお知らせ

日本学生支援機構給付奨学生は、毎年1回、次年度も継続して給付奨学金を希望することについて、願い出る必要があります。これを「給付奨学金継続願」の提出（入力）手続きといいます。提出（入力）対象者は期限までにスカラPSから「奨学金継続願」を提出（入力）してください。

なお、期限までに未提出の場合、令和5年4月から給付奨学金の振込みが止まりますので、注意してください。

1. 提出（入力）対象者

令和4年10月末現在、以下の者

●原則として全ての日本学生支援機構給付奨学生

※現在「支援区分対象外」の者も必ず行うこと

*対象外者

- ・令和4年度3月満期者（支給期間満了者）
- ・日本学生支援機構給付奨学金が「休止中」の者
- ・令和4年11月以降の採用者
- ・令和4年11月以降に給付終期延長

2. 提出（入力）期限

令和5年1月20日（金）

※上記の期限までに、やむを得ずスカラPSでの提出（入力）ができない場合は、令和5年1月6日（金）までに、学務部学生支援課生活支援係（連絡先後掲）へ申し出てください。

3. 提出（入力）方法

(1) 「『給付奨学金継続願』の提出手続きについて(※)」を確認のうえ、「スカラPS」で「給付額通知」の内容を確認する。

(※) 本学「奨学金制度」のホームページからダウンロードしてください。

新制度と旧制度で内容が異なりますので、該当する方をご確認ください。

<https://www.chiba-u.jp/campus-life/payment/scholarship.html>

(2) 「『給付奨学金継続願』入力準備用紙(※)」に回答を下書きする。

(※) 「『奨学金継続願』の提出手続きについて」に含まれています。

(3) スカラPSにログインする。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

(4) スカラPS「奨学金継続願提出画面」から提出（入力）する。

4. 継続手続きの結果について

「継続」「警告」「廃止」の3つに分かれます。

詳細は「『給付奨学金継続願』の提出手続きについて」を参照してください。

結果は「継続」の場合は通知しません。各自で4月の受給を確認してください。継続以外の結果となった場合はその通知を2023年4月下旬に通知予定です。

5. 注意点

- 「『給付奨学金継続願』の提出手続きについて」には必ず全て目を通し、重要事項を確認してください。
- 振込が停止中の場合や他の国費を受給中で給付月額が0円となっている場合においても「給付奨学金継続願」の提出（入力）は必要です。
- 令和5年4月以降の奨学金の継続を希望しない方は、「給付奨学金継続願」に入力の際に、「給付奨学金の継続を希望しません」を選択してください。
- 現在本人都合による停止を行っている学生で、4月から振込再開を希望する場合、別途様式の提出が必要です。様式は学生支援課生活支援係へメールにて請求を行い、「2. 提出（入力）期限」までに書類の提出をしてください。

〔問合せ先〕

千葉大学学務部学生支援課生活支援係

E-mail : gakushi-shougaku@chiba-u.jp

※学生証番号及び氏名を明記のうえ、学生本人から問い合わせてください。

令和4年度 継続手続きチェックリスト

【データ入力前】

□スカラネット・パーソナルにログインできますか？

- ・未登録の方は新規登録してください。ID、PASS はご自身で設定してください。

□所定の期日までに入力していますか？

- ・期日を過ぎた場合は、原則給付奨学金の振込みが止まります。至急、学務部学生支援課生活支援係までご相談ください。

【データ入力中】

□「奨学金継続願」提出後、「受付番号」が画面に表示されましたか？

- ・受付番号が表示されていない場合は、入力は完了していません。表示された番号は、記録を取っておいてください。

□併給者は、全ての奨学生番号についてそれぞれ入力しましたか？

- ・全ての奨学金番号について入力が必要です。

【データ入力後】

□学生ポータル及び大学に登録してある連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）は最新のものですか？

- ・不備があった場合、上記連絡先に電話またはメールによりご連絡します。
学務部学生支援課生活支援係（043-290-2169、2175 及び 2178）から着信があった場合は、必ず折り返しご連絡ください。
対応いただけなかった場合、手続不備による廃止となり得ますので、ご注意ください。

【適格認定について】

□「給付奨学金継続願」提出後、学業成績等に基づき、以下のように認定されます。

- ① **継続** → 給付奨学金の支給は継続されます。
- ② **警告** → 給付奨学金の支給は継続されます。
後日、「処置通知」を交付します。
学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。
- ③ **廃止** → 給付奨学金の支給が取り止められます。（給付奨学生の資格を失います。）
後日、「処置通知」を交付します。